

平成 30 年度東京都

「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る

補助金交付要綱

目次

(本則)

第1	通則.....	1
第2	目的.....	1
第3	補助事業と本要綱の構成.....	1
第4	応募方法.....	2
第5	選定方法.....	2
第6	補助金の交付対象.....	2
第7	補助金の交付申請.....	3
第8	補助金の交付決定.....	3
第9	補助金の交付申請の撤回.....	3
第10	補助金額の確定.....	3
第11	補助金の支給.....	3
第12	関係者の責務.....	3
第13	立入検査.....	4
第14	適用期間.....	4
第15	その他附則.....	4

募集要項A

平成30年度東京都「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る
補助金に関する「認定受託者」募集要項（A）

募集要項B

平成30年度東京都「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る
補助金に関する「認定新興資産運用業者等（認定EM等）」募集要項（B）

平成30年度東京都「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る
補助金交付要綱（本則）

30政調渉第121号

平成30年4月27日

第1 通則

- 1 平成30年度東京都「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 各募集要項の、認定受託者、認定新興資産運用業者等（認定EM等）は、平成30年度東京都「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る補助金に関する各募集要項で定める内容を遵守するものとする。

第2 目的

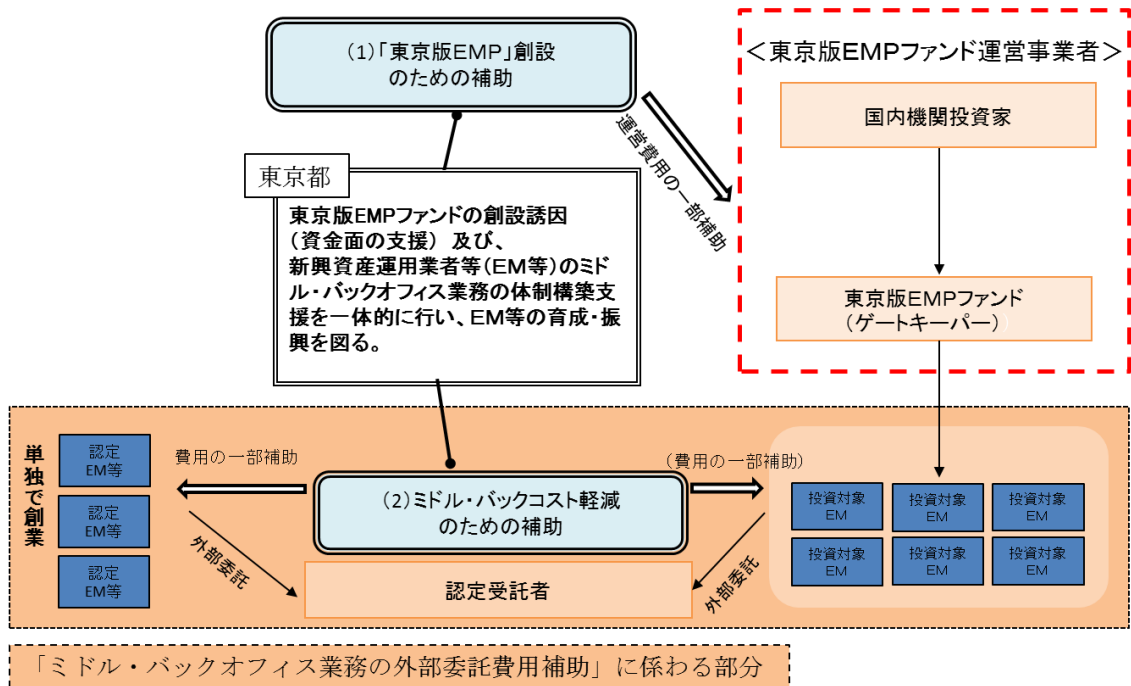
新たに東京で資産運用業を行おうとする者、海外から東京に拠点（日本法人又は日本支店）を設立しようとする海外資産運用業者においては、まずは限られた人的資源で業務を開始したいと考えるところ、それにはミドル・バックオフィス業務のコストが大きな負担となっている。本平成30年度東京都「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る補助金交付要綱（以下「本要綱」という。）は、これら新興資産運用業者等が運用部門（フロント業務）に人的資源及び経営資源を集中できるように、東京都が認定した新興資産運用業者等（以下「認定EM等」という。）に対してミドル・バックオフィス業務の外部委託費用の支援（補助金の交付）を行い、東京における資産運用業への参入を促すことを目的とするものである。

第3 補助事業と本要綱の構成

新興資産運用業者育成のため、ミドル・バックオフィス業務を補助事業とする（新興資産運用業者育成事業の全体像を参照）。本要綱は、本則と下記の「募集要項（A）」「募集要項（B）」の3部から構成される。

- 1 平成30年度東京都「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る補助金に関する「認定受託者」募集要項（A）
- 2 平成30年度東京都「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る補助金に関する「認定新興資産運用業者等（認定EM等）」募集要項（B）

【新興資産運用業者育成事業の全体像】



第4 応募方法

各募集要項「第5 応募手続」を参照すること。なお、応募書類の提出先は以下のとおり。

提出先: 東京都政策企画局調整部涉外課戦略事業担当

「新興資産運用業者育成事業」担当宛て

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都庁第一本庁舎11階北

電話 03-5388-2144

第5 選定方法

各募集要項「第6 選定方法」を参照すること

東京都政策企画局内に選定に関する委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会により、応募者の中から認定受託者及び認定EM等の選定を行う。なお、募集要項に規定される事業規模を超過すると見込まれる場合、募集要項（B）に関する選定は行わないことがある。

第6 補助金の交付対象

各募集要項「第3 定義」の「4 認定受託者の任務」に記載されるミドル・バックオフィス業務の外部委託費用とする。

第7 補助金の交付申請

認定EM等は、この補助金の交付を受けようとするときは、「別紙④ 補助金の交付申請書」を東京都に提出しなければならない。

なお、選定時と内容に変更がある場合は、東京都に対し変更内容を説明することとし、重要な変更があった場合、東京都は再度選定委員会に付議する。

第8 補助金の交付決定

- (1) 東京都は、補助金の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書により認定EM等に通知する。
- (2) 東京都が必要と認めるときは、補助金の交付決定において補助金の交付申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- (3) 東京都は、交付決定に当たり、認定EM等に対し、必要に応じて条件を付すことができる。

第9 補助金の交付申請の撤回

- (1) 認定EM等は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があるときは、補助金の交付申請を撤回することができる。
- (2) 認定EM等は、補助金の交付申請を撤回する場合については、交付決定通知書が交付された日から14日以内に「別紙⑤ 補助金の交付申請の撤回に係る届出書」を東京都に提出しなければならない。

第10 補助金額の確定

東京都は、「別紙⑥ 資産運用業務実績報告書」及びその他の提出書類の提出を受け、審査及び認定EM等への現地調査等からなる補助金確定調査により、交付すべき補助金額を確定し、補助金額の確定通知書により認定EM等に通知する。

第11 補助金の支給

募集要項（B）「第7 本事業における実施規則」の「2 補助金の支給」を参照のこと

第12 関係者の責務

認定受託者及び認定EM等は、補助金が都民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金の交付の目的にしたがって誠実に補助事業を行うよう努めなければならない。

第13 立入検査

各募集要項「第8 立入検査と是正措置」の「1 立入検査」を参照のこと

第14 適用期間

本要綱の適用期間は、平成30年4月27日から平成31年3月31日までとする。

第15 その他附則（詳細は募集要項を参照）

1 民間補助金との重複禁止

2 状況報告等

認定EM等は、補助事業の状況について、定期的に報告しなければならない。また、補助事業の適正を期する必要があることから、報告又は帳簿書類等の提出を求められたときは、適切に対応しなければならない。

3 是正のための措置

各募集要項「第8 立入検査と是正措置」の「2 是正のための措置」を参照のこと

4 決定の取消し

- (1) 東京都は、認定受託者又は認定EM等が各募集要項「第8 立入検査と是正措置」の「3 交付決定の取消し」に該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- (2) 上記(1)の命令は交付すべき補助金額を確定した後においても適用する。既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。
- (3) 上記(1)の規定により、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、東京都が補助金の返還を命じたときは、認定EM等は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金額（一部を返還した場合のその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (4) 東京都が、補助金の返還を命じた場合において、認定EM等が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、認定EM等は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (5) 上記(3)(4)に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365

日当たりの割合とする。

上記（４）の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

平成30年度東京都

「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る

補助金に関する「認定受託者」募集要項（A）

目次

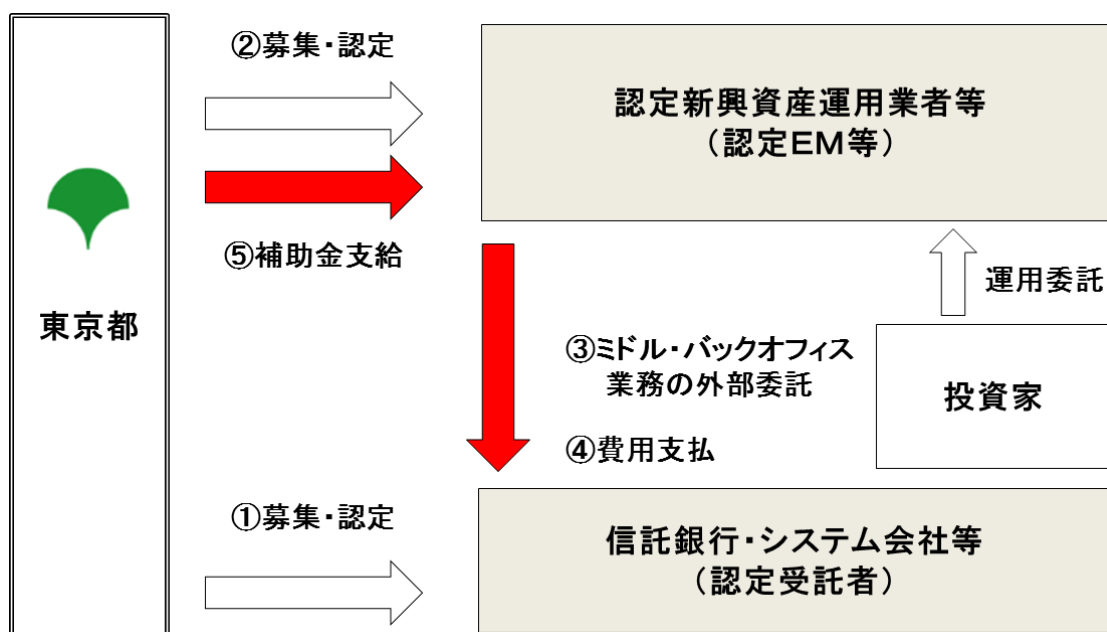
第1	事業目的.....	1
第2	事業の概要.....	1
第3	定義.....	3
第4	応募者の要件.....	7
第5	応募手続.....	7
第6	選定方法.....	7
第7	本事業における実施規則.....	8
第8	立入検査と是正措置.....	8
第9	提出書類.....	9
第10	その他.....	10
別紙1	参加申込書	
別紙2	誓約書	
別紙3	応募者の概要及び応募理由	
別紙4	業務フロー図	
別紙5	育成事業実績報告書（四半期報告書・年次報告書）	
別紙6	認定EM等からのミドル・バックオフィス業務受託に関する費用の報告書	

第1 事業目的

新たに東京で資産運用業を行おうとする者、海外から東京に拠点（日本法人又は日本支店）を設立しようとする海外資産運用業者においては、まずは限られた人的資源で業務を開始したいと考えるところ、それにはミドル・バックオフィス業務のコストが大きな負担となっている。本平成30年度東京都「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る補助金交付要綱（以下「本要綱」という。）は、これら新興資産運用業者等が運用部門（フロント業務）に人的資源及び経営資源を集中できるように、東京都が認定した新興資産運用業者等（以下「認定EM等」という。）に対してミドル・バックオフィス業務の外部委託費用の支援（補助金の交付）を行い、東京における資産運用業への参入を促すことを目的とするものである。

第2 事業の概要

1 事業スキーム



- ① ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用に係る信託銀行・システム会社等の「認定受託者」を東京都が募集・認定する。
- ② 東京都からの補助金支給対象者である認定EM等を東京都が募集・認定する。
- ③ 認定EM等が、ミドル・バックオフィス業務を認定受託者へ外部委託する。なお、認定EM等が外部委託する認定受託者は1者に限定する。
- ④ 認定EM等が、認定受託者にミドル・バックオフィス業務の外部委託費用を支払う。
- ⑤ 認定EM等が負担したミドル・バックオフィス業務の外部委託費用の一部を東京都が補助金として支給する。

2 事業規模

本事業が想定する事業規模は、以下のとおり。

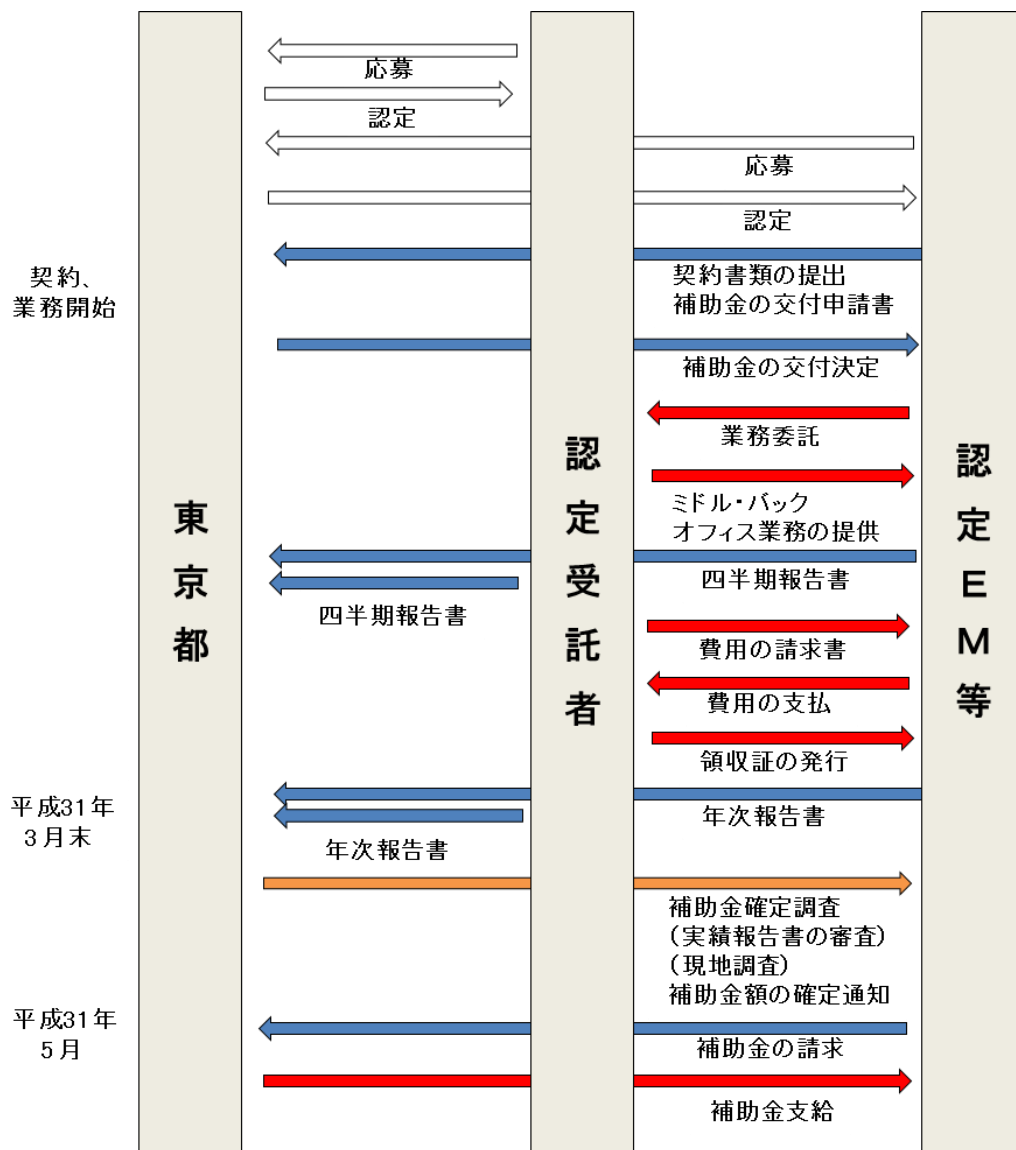
- (1) 認定EM等への補助金支給額は、1者当たりミドル・バックオフィス業務の外部委託費用の2分の1（上限700万円）
- (2) 補助金交付の限度額は3,500万円

3 実施期間

本事業の実施期間は、平成30年4月27日より平成31年3月31日までとする。

4 補助金支給までの事務フロー図

提出書類に関しては、「第9 提出書類」を参考とすること



第3 定義

1 概略

ミドル・バックオフィス業務	「第3-4 認定受託者の任務（1）」を参照
認定EM等	新興資産運用業者又は海外から新規に東京に進出してきた資産運用業者で東京都が認定した者（「第3-2 認定EM等」にて定義）
認定受託者	資産運用業に関するミドル・バックオフィス業務の受託者で東京都が認定した信託銀行・システム会社等（「第3-3 認定受託者」にて定義）。ミドル・バックオフィス業務については、子会社等への再委託・再委任も可とする。
応募者	募集要項に応じて認定受託者の認定を受けるべく「別紙1 参加申込書」、「別紙2 誓約書」を提出した信託銀行・システム会社等
補助金額	認定EM等が認定受託者に対してミドル・バックオフィス業務の外部委託を行った際に負担した費用（消費税及び地方消費税相当額は除く）の2分の1の金額（上限は700万円）。千円未満の端数は切り捨てる。
子会社等	子会社、関連会社及び関係会社を指し、その定義は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）による。

2 認定EM等

認定EM等とは、（1）「新興資産運用業者」又は（2）「海外から新規に東京に進出してきた資産運用業者」のいずれかに該当し、（3）要件に掲げるアからセの要件を全て満たし、認定受託者にミドル・バックオフィス業務を外部委託する者とする。

（1） 新興資産運用業者：（3）アの登録前に、日本国外において資産運用に関連する免許を保有する資産運用会社又はその子会社等でない者を指す。

（2） 海外から新規に東京に進出してきた資産運用業者：日本国外において資産運用に関連する免許を保有する資産運用会社又はその子会社等であって、（3）アの登録を新たに受けた者を指す。なお、既に日本国内に（3）アの登録を受けた子会社等を設立している外国法人が、新たに設立した子会社等は除く。

（3） 要件

ア 登録基準

金融庁又は関東財務局に金融商品取引業者（投資運用業）の登録をしていること（金融商品取引法第29条の5第1項に規定する「適格投資家向け投資運用業」を

- 含む)
- イ 「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択していること、又は平成31年3月31日までに採択を予定していること
 - ウ スチュワードシップ・コードの受入れを表明していること、又は平成31年3月31日までに受入れの表明を予定していること（コードそのものの受入れを表明しない場合には、その理由を東京都に説明すること）
 - エ 運用年数基準
 - (ア)新興資産運用業者：
 - 平成30年4月1日以降に、上記アの登録を受けていること
 - (イ)海外から新規に東京に進出してきた資産運用業者：
 - 平成25年4月1日より前に、日本国外で運用を開始していない資産運用会社又はその子会社等（グループ会社の運用実績を含む）であって、平成30年4月1日以降に、上記アの登録を受けていること
 - (※)平成30年4月1日より前に金融商品取引業者（第一種業、第二種業、投資助言・代理業）又は金融商品取引法第63条に基づく適格機関投資家等特例業者であったものが、平成30年4月1日以降に、上記アの登録を受けている場合も要件を満たすものとする（会社法上の大会社を除く）。
 - オ 所在地基準
 - 東京都において法人の設立又は支店の設置の登記を行っていること
 - カ 運用残高基準
 - 運用残高の基準は設定しない。
 - キ ミドル・バックオフィス業務を外部委託する認定受託者が1者のみであること
 - ク 主要株主基準
 - 以下（ア）（イ）の子会社等となっていないこと
 - （ア）会社法上の大会社
 - （イ）金融庁から免許、許可、登録等を受けている金融機関
 - ケ 投資対象基準
 - 原則として、金融商品取引法上の金融商品を投資対象とし、現物資産（木材、農産物、鉱物、不動産等）への直接投資は含まないこと
 - コ 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと
 - サ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと
 - シ 過去に国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていな

いこと

- ス 行政処分により業務停止命令の期間中である運用会社でないこと。行政処分により業務改善命令を受けており、行政庁に対する報告等の対応が全て完了していない運用会社でないこと
- セ 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業を営んでいないこと

3 認定受託者

認定受託者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 東京都において法人の設立又は支店の設置の登記を行っていること
- (2) 設立後5年以上の信託銀行・システム会社等で、下記「4-(1) 認定受託者の任務」に示すミドル・バックオフィス業務の一部又は全部について1年以上受託実績があること。なお、ミドル・バックオフィス業務を子会社等へ再委託・再委任する場合は、子会社等の受託実績でも可とする。
- (3) 実施に当たり必要な許認可を取得し、また資産運用業に関わる法令を遵守すること
- (4) 認定EM等のミドル・バックオフィス業務受託に当たり、受託体制が整備されていること
- (5) 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと
- (6) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと
- (7) 過去に国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと
- (8) 行政処分により業務停止命令の期間中である会社でないこと。行政処分により業務改善命令を受けており、行政庁に対する報告等の対応が全て完了していない会社でないこと
- (9) 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業を営んでいないこと

4 認定受託者の任務

- (1) 認定受託者は、次に掲げるミドル・バックオフィス業務の日次処理・決算償還処理・その他業務の一部又は全部を受託する。

<グループ1 日次処理>

- ア 追加設定、解約処理
- イ 資金繰り管理・照合
- ウ ポジション管理

- エ 余資運用管理
- オ 銘柄属性管理
- カ 証券・為替・先物等約定処理
- キ 配当・利金・権利処理
- ク 信託銀行・カストディ宛指図
- ケ 議決権行使指図
- コ 証拠金管理
- サ 親投資信託売買処理
- シ 時価登録・連絡
- ス 残高等各種照合事務
- セ 基準価額算出・照合
- ソ 基準価額外部連絡
- タ 各種費用計算
- チ 証券保管振替機構（ほふり）投資信託振替事務
- ツ 発行口数照合

<グループ2 決算償還処理>

- テ 日計表照合
- ト 各種費用・報酬算出・計上処理
- ナ 分配金関連作業
- ニ 決算・償還に係る照合作業
- ヌ ファンド監査等支援業務

<グループ3 その他業務>

- ネ 新規ファンド設定時作業
- ノ ファンド属性等管理
- ハ パフォーマンス・リスク分析
- ヒ 月次残高照合
- フ 決算スケジュール照合
- ヘ 投資信託協会・日本銀行宛報告作業
- ホ 販売会社宛報告作業
- マ 法定帳票作成
- ミ 運用報告書作成
- ム 事業報告書作成（資産運用関係）
- メ 各種レポート等作成
- モ 報酬請求事務

- ヤ レポート等送付・登録業務
- ユ その他、上記にない業務で東京都が認めた業務

なお、有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の印刷に関わる経費及び情報端末契約料は補助金対象に含めない。

- (2) 認定EM等が東京都よりミドル・バックオフィス業務の外部委託費用に係る補助金の支給を受けるために、認定受託者は次に掲げる事項を行う。
 - ア 認定EM等からのミドル・バックオフィス業務受託に関する契約書への調印（書式、題名は任意）
 - イ 上記ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用に関する請求書、明細書及び領収書の発行（書式、題名は任意）並びに認定EM等への交付
 - ウ 東京都に対する、実績と費用に関する報告書の提出
 - エ 認定EM等が業務を円滑に運営できるための協力

第4 応募者の要件

応募者は「第3-3 認定受託者」に規定される認定受託者の要件を満たす必要がある。

第5 応募手続

1 応募書類の提出

募集期間内に、次の提出先まで持参し提出すること（要事前連絡）

提出先：東京都政策企画局調整部渉外課戦略事業担当

「新興資産運用業者育成事業」担当宛て

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都庁第一本庁舎11階北

電話 03-5388-2144

2 募集期間

平成30年4月27日（金）から平成30年12月28日（金）午後3時までとする。

3 提出書類

「第9 提出書類」を参照のこと

第6 選定方法

1 予備調査

応募者が応募資格の要件を満たしているかについて、東京都職員が書面上の確認を行う。

2 選定委員会

- (1) 東京都政策企画局内に選定に関する委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会は応募者から提出された応募書類及び面談により、認定受託者及び認定EM等の選定を行う。
- (3) 選定委員会は、応募状況に応じて開催する。選定委員会の時間、集合場所等の詳細は応募者に別途連絡する。

3 注意事項

- (1) 東京都から追加資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行うこと
- (2) 東京都が補助金を支出することが困難と判断される課題が見受けられる場合（応募者として（1）の速やかな対応が困難な場合を含む）には、選定委員会での選定は行わない。
- (3) 選定結果に関する問合せ（選定されなかった理由等）には一切応じない。
- (4) 選定結果については、選定の可否を書面で通知する。
- (5) 東京都は、自らの裁量において予告なく本要綱に定める手続について、変更又は中止等を行うことができるものとする。また、東京都は、本要綱に定める手続の変更又は中止等によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切の責任を負わないものとする。

第7 本事業における実施規則

1 業務実績報告

認定受託者は、四半期末までの実績については翌月20日までに、年度内までの実績については平成31年3月末日までに「別紙5 育成事業実績報告書」及び「別紙6 認定EM等からのミドル・バックオフィス業務受託に関する費用の報告書」を東京都へ提出する。

（注）「第9 提出書類」を参照のこと

2 補助事業の経理

認定受託者は、補助金に係る経理について当該補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を本事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

第8 立入検査と是正措置

1 立入検査

東京都は、東京都職員をして、認定受託者若しくは認定EM等に対して報告を求め、又はその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 是正のための措置

- (1) 本要綱及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査の結果、補助事業が本要綱にしたがって遂行されていないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを命じることがある。
- (2) 状況報告等は、上記（1）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

3 交付決定の取消し

東京都は、認定受託者又は認定EM等が次のいずれかに該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、この規定は交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

- (1) 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 暴力団員等であると判明したとき
- (3) 本要綱、その他法令に違反したとき
- (4) 金融庁又は関東財務局より金融商品取引業者（投資運用業、金融商品取引法第29条の5第1項に規定する「適格投資家向け投資運用業」を含む）の登録を受けていた認定EM等が、東京都による認定後に業務停止命令・業務改善命令等の行政処分を受けたとき

4 認定受託者認定の取消し

- (1) 東京都は、認定受託者が本事業の実施期間中に「第4 応募者の要件」を満たさないことが認められた場合は、認定受託者の認定を取り消すことができる。
- (2) 認定受託者は、本事業の実施期間中に、事業の継続が困難な状況に陥るなど、認定受託者としての業務の継続に支障をきたすような事象が発生した場合は、速やかに東京都と協議すること

第9 提出書類

1 応募に際し、東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

提出書類	必要部数	備考
参加申込書	1部	様式は「別紙1」を用いること
誓約書	1部	様式は「別紙2」を用いること

応募者の概要及び応募理由	8部	様式は「別紙3」を用いること
業務フロー図	8部	様式は「別紙4」を用いること
履歴事項全部証明書	1部	直近3ヶ月以内に取得したもの
納税証明書	1部	最新のもの
会社案内・パンフレット	8部	
事業報告書又は有価証券報告書等、業務の実績及び財務の状況を説明したもの	1部	直近3期分
その他東京都が必要と認めた書類	8部	別途指示があった場合に提出

2 四半期毎及び平成31年3月末日に東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

育成事業実績報告書（四半期報告書・年次報告書）	1部	様式は「別紙5」を用いること
認定EM等からのミドル・バックオフィス業務受託に関する費用の報告書	1部	様式は「別紙6」を用いること
認定EM等からのミドル・バックオフィス業務受託に関する報告書	1部	写しを添付

第10 その他

- 1 本事業は、ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用の一部補助を通じて、新興資産運用業者の育成等を図るものであり、認定受託者に対して補助を行うものではない。認定受託者は、任務懈怠の場合を除き、認定EM等の育成結果につき東京都より責任を問われることはない。
- 2 認定EM等への補助金の対象となった支払に関して、領収書の改竄、過剰請求等の不適切な処理がなされていることが発覚した場合、認定EM等は東京都に対して、東京都が支給した補助金の一部又は全額を返還しなければならない。
- 3 補助金支給対象となった認定EM等について事後的に反社会的勢力との関係があることが明らかになった場合、東京都が認定EM等に支給した補助金を回収するために認定受託者は最大限の協力をしなければならない。
- 4 認定受託者は、本要綱に定めるもののほか、東京都が定める本事業の実施について必要な規則を遵守する必要がある。

平成 年 月 日

参加申込書

当社は、平成30年度東京都「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る補助金に関する「認定受託者」として認定されることを希望いたします。そのため、選定委員会に参加いたします。

会社名	
所在地	
代表者	印
担当部署	
担当者（職・氏名）	
連絡先	電話番号
	FAX
	Eメール
URL	

誓約書

東京都知事 殿

平成30年度東京都「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る補助金に関する「認定受託者」認定の申請を行うに当たり、当該申請により事業に従事する者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約する。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意する。

年 月 日

住 所

氏 名

印

* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

平成 年 月 日

応募者の概要及び応募理由

第1 応募者の概要				
1 組織概要				
(1) 事業内容				
(2) 業歴・履歴				
(3) 過去3期の決算状況と今期の見込み				
	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期(予)
売上高				
売上総利益				
営業利益				
経常利益				
当期純利益				
総資産				
借入金				
純資産				
説明				
(4) 組織体制				
(5) コーポレートガバナンスに関する体制整備の状況				
(6) 役員の経歴				
役職名	氏名	経歴		

第2 「認定受託者」への応募理由		
1 応募理由及び取組方針		
(1) 応募理由		
(2) 新興資産運用業者支援への取組方針		
2 取組体制		
(1) 担当者数と役割分担		
(2) 主たる担当者の業務経歴		
第3 業務フロー		
1 業務フロー図		
2 業務フロー内の各業務についての説明		

- 1 「応募者の概要及び応募理由」を記載する上での前提
 - (1) 東京都の公金を原資とする補助金を活用するため、要件確認、報告及び検査といった必要手続に協力すること
 - (2) 東京都の認定受託者として、ミドル・バックオフィス業務を適切に受託、運営するといった観点から作成すること
- 2 注意事項
 - (1) 記載に当たっては、上記項目を全て盛り込むこと
 - (2) 資料の作成等、応募に必要な経費は応募者の負担とする。
 - (3) 提出書類は、いずれも返却しない。不要となった書類の廃棄については、東京都が責任をもって行う。
 - (4) 必要と認める場合には、追加資料を徴求することがある。
 - (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
 - (6) 様式は任意とするが、記載内容の項番等（項番の順序を含む）については、上記の通りとする。
 - (7) 第3-1は、「別紙4 業務フロー図」に記載すること
 - (8) 東京都が必要資料を別途明確に要求した場合を除き、書類提出期間後の追加資料提出は一切認めない。

業務フロー図

「資産運用業者」と「応募者」間の業務フローについて記載のこと

<日次処理>

<決算償還処理>

<その他業務>

平成 年 月 日

育成事業実績報告書（四半期報告書・年次報告書）

会社名

代表者

印

1 報告対象期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 報告内容

- (1) 当該期間に新規に業務を開始した認定EM等の数 _____ (件)
- (2) 当該委託期間中に認定EM等が
負担した事務委託費用総額 _____ (千円)
- (3) 報告期間末時点での受託残高 (AUM) _____ (億円)
- (4) 報告期間末時点での認定EM等からの受託残高 (AUM) _____ (億円)
- (5) 報告期間末時点での受託件数 _____ (件)
- (6) 報告期間末時点での認定EM等からの受託件数 _____ (件)

平成 年 月 日

認定EM等からのミドル・バックオフィス業務受託に関する費用の報告書

会社名

代表者

_____ 印

1 報告対象期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 受託費用受取額等

認定EM等 (委託者名)	受託済みファンド (件数)	報告対象期間中受取済の費用 (円)

平成30年度東京都

「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る
補助金に関する「認定新興資産運用業者等（認定EM等）」

募集要項（B）

目次

第1	事業目的.....	1
第2	事業の概要.....	1
第3	定義.....	3
第4	応募者の要件.....	7
第5	応募手続.....	7
第6	選定方法.....	7
第7	本事業における実施規則.....	8
第8	立入検査と是正措置.....	9
第9	提出書類.....	10
第10	その他.....	11

別紙㉞ 参加申込書

別紙㉟ 誓約書

別紙㊱ 応募者の概要及び資産運用手法

別紙㊲ 補助金の交付申請書

別紙㊳ 業務開始起算日の確認

別紙㊴ 補助金の交付申請の撤回に係る届出書

別紙㊵ 資産運用業務実績報告書（四半期報告書・年次報告書）

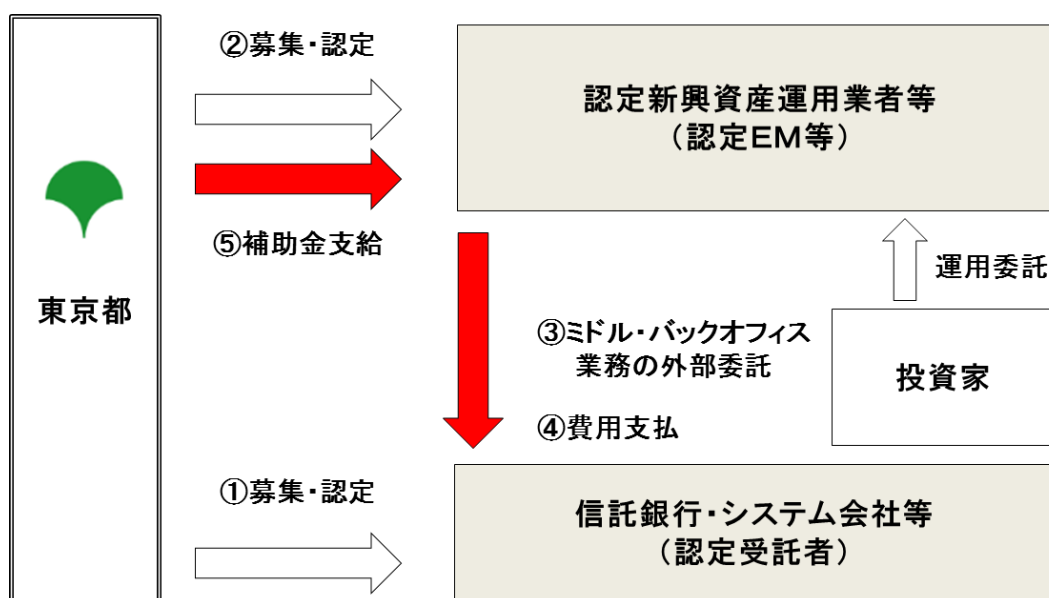
別紙㊶ ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用に係る補助金の請求書

第1 事業目的

新たに東京で資産運用業を行おうとする者、海外から東京に拠点（日本法人又は日本支店）を設立しようとする海外資産運用業者においては、まずは限られた人的資源で業務を開始したいと考えるところ、それにはミドル・バックオフィス業務のコストが大きな負担となっている。本平成30年度東京都「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る補助金交付要綱（以下「本要綱」という。）は、これら新興資産運用業者等が運用部門（フロント業務）に人的資源及び経営資源を集中できるように、東京都が認定した新興資産運用業者等（以下「認定EM等」という。）に対してミドル・バックオフィス業務の外部委託費用の支援（補助金の交付）を行い、東京における資産運用業への参入を促すことを目的とするものである。

第2 事業の概要

1 事業スキーム



- ① ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用に係る信託銀行・システム会社等の「認定受託者」を東京都が募集・認定する。
- ② 東京都からの補助金受給対象者である認定EM等を募集・認定する。
- ③ 認定EM等が、ミドル・バックオフィス業務を認定受託者へ外部委託する。なお、認定EM等が外部委託する認定受託者は1者に限定する。
- ④ 認定EM等が、認定受託者にミドル・バックオフィス業務の外部委託費用を支払う。
- ⑤ 認定EM等が負担したミドル・バックオフィス業務の外部委託費用の一部を東京都が補助金として支給する。

2 事業規模

本事業が想定する事業規模は、以下のとおり。

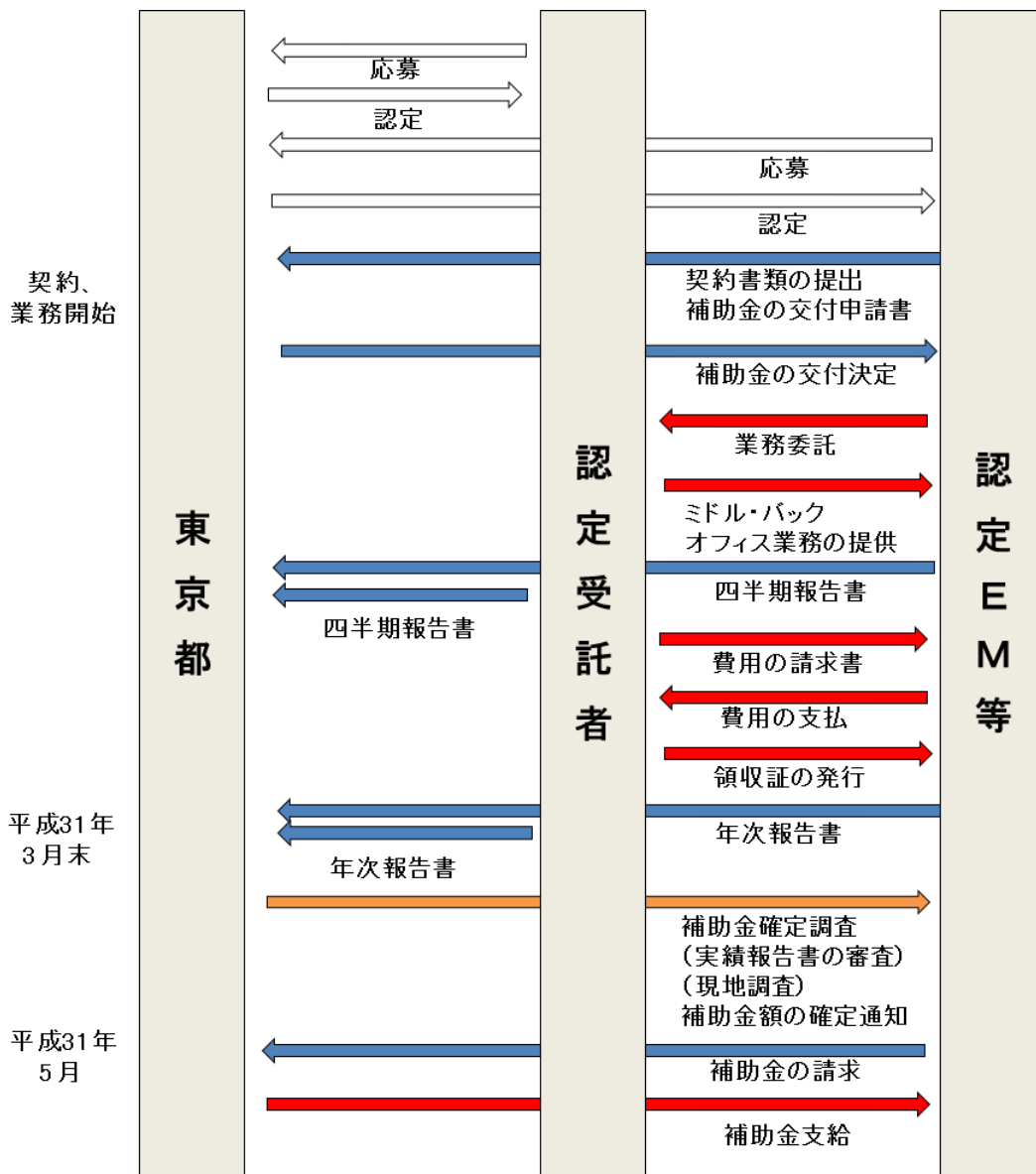
- (1) 認定EM等への補助金支給額は、1者当たりミドル・バックオフィス業務の外部委託費用の2分の1（上限700万円）
- (2) 補助金交付の限度額は3,500万円

3 実施期間

本事業の実施期間は、平成30年4月27日から平成31年3月31日までとする。

4 補助金支給までの事務フロー図

提出書類に関しては、「第9 提出書類」を参考とすること



第3 定義

1 概略

ミドル・バックオフィス業務	「第3-4 認定受託者の任務（1）」を参照
認定EM等	新興資産運用業者又は海外から新規に東京に進出してきた資産運用業者で東京都が認定した者（「第3-2 認定EM等」にて定義）
認定受託者	資産運用業に関するミドル・バックオフィス業務の受託者で東京都が認定した信託銀行・システム会社等（「第3-3 認定受託者」にて定義）。ミドル・バックオフィス業務については、子会社等への再委託・再委任も可とする。
応募者	募集要項に応じて認定EM等の認定を受けべく「別紙㉞参加申込書」、「別紙㉟誓約書」を提出した新興資産運用業者
補助金額	認定EM等が認定受託者に対してミドル・バックオフィス業務の外部委託を行った際に負担した費用（消費税及び地方消費税相当額は除く）の2分の1の金額（上限は700万円）。千円未満の端数は切り捨てる。
子会社等	子会社、関連会社及び関係会社を指し、その定義は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）による。

2 認定EM等

認定EM等とは、（1）「新興資産運用業者」又は（2）「海外から新規に東京に進出してきた資産運用業者」のいずれかに該当し、（3）要件に掲げるアからセの要件を全て満たし、認定受託者にミドル・バックオフィス業務を外部委託する者とする。

- （1） 新興資産運用業者：（3）アの登録前に、日本国外において資産運用に関連する免許を保有する資産運用会社又はその子会社等でない者を指す。
- （2） 海外から新規に東京に進出してきた資産運用業者：日本国外において資産運用に関連する免許を保有する資産運用会社又はその子会社等であって、（3）アの登録を新たに受けた者を指す。なお、既に日本国内に（3）アの登録を受けた子会社等を設立している外国法人が、新たに設立した子会社等は除く。
- （3） 要件

ア 登録基準

金融庁又は関東財務局に金融商品取引業者（投資運用業）の登録をしていること（金融商品取引法第29条の5第1項に規定する「適格投資家向け投資運用業」を

- 含む)
- イ 「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択していること、又は平成31年3月31日までに採択を予定していること
 - ウ スチュワードシップ・コードの受入れを表明していること、又は平成31年3月31日までに受入れの表明を予定していること（コードそのものの受入れを表明しない場合には、その理由を東京都に説明すること）
 - エ 運用年数基準
 - (ア)新興資産運用業者：
平成30年4月1日以降に、上記アの登録を受けていること
 - (イ)海外から新規に東京に進出してきた資産運用業者：
平成25年4月1日より前に、日本国外で運用を開始していない資産運用会社又はその子会社等（グループ会社の運用実績を含む）であって、平成30年4月1日以降に、上記アの登録を受けていること
 - (※)平成30年4月1日より前に金融商品取引業者（第一種業、第二種業、投資助言・代理業）又は金融商品取引法第63条に基づく適格機関投資家等特例業者であったものが、平成30年4月1日以降に、上記アの登録を受けている場合も要件を満たすものとする（会社法上の大会社を除く）。
 - オ 所在地基準
東京都において法人の設立又は支店の設置の登記を行っていること
 - カ 運用残高基準
グループ会社を含めた運用残高の基準は設定しない。
 - キ ミドル・バックオフィス業務を外部委託する認定受託者が1者のみであること
 - ク 主要株主基準
以下（ア）（イ）の子会社等となっていないこと
 - （ア）会社法上の大会社
 - （イ）金融庁から免許、許可、登録等を受けている金融機関
 - ケ 投資対象基準
原則として、金融商品取引法上の金融商品を投資対象とし、現物資産（木材、農産物、鉱物、不動産等）への直接投資は含まないこと
 - コ 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと
 - サ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと
 - シ 過去に国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていな

いこと

- ス 行政処分により業務停止命令の期間中である運用会社でないこと。行政処分により業務改善命令を受けており、行政庁に対する報告等の対応が全て完了していない運用会社でないこと
- セ 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業を営んでいないこと

3 認定受託者

認定受託者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 東京都において法人の設立又は支店の設置の登記を行っていること
- (2) 設立5年以上の信託銀行・システム会社等で、下記「4-(1) 認定受託者の任務」に示すミドル・バックオフィス業務の一部又は全部について1年以上受託実績があること。なお、ミドル・バックオフィス業務を子会社等へ再委託・再委任する場合は、子会社等の受託実績でも可とする。
- (3) 実施に当たり必要な許認可を取得し、また資産運用業に関わる法令を遵守すること
- (4) 認定EM等のミドル・バックオフィス業務受託に当たり、受託体制が整備されていること
- (5) 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと
- (6) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと
- (7) 過去に国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと
- (8) 行政処分により業務停止命令の期間中である会社でないこと。行政処分により業務改善命令を受けており、行政庁に対する報告等の対応が全て完了していない会社でないこと
- (9) 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業を営んでいないこと

4 認定受託者の任務

- (1) 認定受託者は、次に掲げるミドル・バックオフィス業務の日次処理・決算償還処理・その他業務の一部又は全部を受託する。

<グループ1 日次処理>

- ア 追加設定、解約処理
- イ 資金繰り管理・照合
- ウ ポジション管理

- エ 余資運用管理
- オ 銘柄属性管理
- カ 証券・為替・先物等約定処理
- キ 配当・利金・権利処理
- ク 信託銀行・カストディ宛指図
- ケ 議決権行使指図
- コ 証拠金管理
- サ 親投資信託売買処理
- シ 時価登録・連絡
- ス 残高等各種照合事務
- セ 基準価額算出・照合
- ソ 基準価額外部連絡
- タ 各種費用計算
- チ 証券保管振替機構（ほふり）投資信託振替事務
- ツ 発行口数照合

<グループ2 決算償還処理>

- テ 日計表照合
- ト 各種費用・報酬算出・計上処理
- ナ 分配金関連作業
- ニ 決算・償還に係る照合作業
- ヌ ファンド監査等支援業務

<グループ3 その他業務>

- ネ 新規ファンド設定時作業
- ノ ファンド属性等管理
- ハ パフォーマンス・リスク分析
- ヒ 月次残高照合
- フ 決算スケジュール照合
- ヘ 投資信託協会・日本銀行宛報告作業
- ホ 販売会社宛報告作業
- マ 法定帳票作成
- ミ 運用報告書作成
- ム 事業報告書作成（資産運用関係）
- メ 各種レポート等作成
- モ 報酬請求事務

- ヤ レポート等送付・登録業務
- ユ その他、上記にない業務で東京都が認めた業務

なお、有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の印刷に関わる経費及び情報端末契約料は補助金対象に含めない。

- (2) 認定EM等が東京都よりミドル・バックオフィス業務の外部委託費用に係る補助金の支給を受けるために、認定受託者は次に掲げる事項を行う。
 - ア 認定EM等からのミドル・バックオフィス業務受託に関する契約書への調印（書式、題名は任意）
 - イ 上記ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用に関する請求書、明細書及び領収書の発行（書式、題名は任意）並びに認定EM等への交付
 - ウ 東京都に対する、実績と費用に関する報告書の提出
 - エ 認定EM等が業務を円滑に運営できるための協力

第4 応募者の要件

応募者は「第3-3 認定EM等」に規定される認定受託者の要件を満たす必要がある。

第5 応募手続

1 応募書類の提出

募集期間内に、次の提出先まで持参し提出すること（要事前連絡）

提出先：東京都政策企画局調整部渉外課戦略事業担当

「新興資産運用業者育成事業」担当宛て

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都庁第一本庁舎11階北

電話 03-5388-2144

2 募集期間

平成30年4月27日（金）から平成30年12月28日（金）午後3時までとする。

3 提出書類

「第9 提出書類」を参照のこと

第6 選定方法

1 予備調査

応募者が応募資格の要件を満たしているかについて、東京都職員が書面上の確認を

行う。

2 選定委員会

- (1) 東京都政策企画局内に選定に関する委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会は応募者から提出された応募書類及び面談により、認定受託者及び認定EM等の選定を行う。
- (3) 選定委員会は、応募状況に応じて開催する。選定委員会の時間、集合場所等の詳細は応募者に別途連絡する。

3 注意事項

- (1) 東京都から追加資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかにその対応を行うこと
- (2) 東京都が補助金を支出することが困難と判断される課題が見受けられる場合（応募者として（1）の速やかな対応が困難な場合を含む）には、選定委員会での選定は行わない。
- (3) 選定結果に関する問合せ（不採択の理由等）には一切応じない。
- (4) 選定結果については、採択の可否を書面で通知する。
- (5) 東京都は、自らの裁量において予告なく本要綱に定める手続について、変更又は中止等を行うことができるものとする。また、東京都は、本要綱に定める手続の変更又は中止等によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切の責任を負わないものとする。

第7 本事業における実施規則

1 業務実績報告

- (1) 認定EM等は、認定受託者と認定EM等との間で締結された契約書（書式、題名は任意）の写し及び「別紙㊸ 業務開始起算日の確認」を契約業務開始後、速やかに東京都へ提出する。
- (2) 認定EM等は、四半期末の実績について、翌月20日までに「別紙㊹ 資産運用業務実績報告書」を東京都へ提出する。
- (3) 認定EM等は、平成31年3月末日までに「別紙㊺ 資産運用業務実績報告書」及びその他提出書類を提出する。

2 補助金の支給

- (1) 認定EM等は、東京都から補助金額の確定通知書を受領した後、速やかに「別紙㊻ ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用に係る補助金の請求書」を東京都へ提出

する。

- (2) 東京都は、認定EM等が指定する銀行口座に平成31年5月末日（休日、祝日の場合は前営業日）までに補助金を振り込むものとする。

3 補助事業の経理

認定EM等は、補助金に係る経理について当該補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を本事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

第8 立入検査と是正措置

1 立入検査

東京都は、東京都職員をして、認定受託者若しくは認定EM等に対して報告を求め、又はその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 是正のための措置

- (1) 本要綱及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査の結果、補助事業が本要綱にしたがって遂行されていないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを命じることがある。
- (2) 状況報告等は、上記（1）の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

3 交付決定の取消し

東京都は、認定受託者又は認定EM等が次のいずれかに該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、この規定は交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

- (1) 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき。
- (3) 本要綱、その他法令に違反したとき。
- (4) 金融庁又は関東財務局より金融商品取引業者（投資運用業、金融商品取引法第29条の5第1項に規定する「適格投資家向け投資運用業」を含む）の登録を受けていた認定EM等が、東京都による認定後に業務停止命令・業務改善命令等の行政処分を受けたとき。

4 認定EM等認定の取消し

- (1) 東京都は、認定EM等が本事業の実施期間中に「第4 応募者の要件」を満たさないことが認められた場合は、認定EM等の認定を取り消すことができる。
- (2) 認定EM等は、本事業の実施期間中に、事業の継続が困難な状況に陥るなど、認定EM等としての業務の継続に支障をきたすような事象が発生した場合は、速やかに東京都と協議すること

第9 提出書類

1 応募に際し、東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

提出書類	必要部数	備考
参加申込書	1部	様式は「別紙㉞」を用いること
誓約書	1部	様式は「別紙㉞」を用いること
応募者の概要及び資産運用手法	8部	様式は「別紙㉞」を用いること
履歴事項全部証明書	1部	直近3ヶ月以内に取得したもの
納税証明書	1部	最新のもの
確定申告書(写)	1部	決算書・直近3期分
会社案内・パンフレット	8部	
事業報告書又は有価証券報告書等、業務の実績及び財務の状況を説明したもの	1部	直近のもの
その他東京都が必要と認めた書類	8部	別途指示があった場合に提出

2 認定受託者と契約後、東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

認定受託者と認定EM等との間で締結された契約書(写し)	1部	
補助金の交付申請書	1部	様式は「別紙㉟」を用いること
業務開始起算日の確認	1部	様式は「別紙㉟」を用いること
補助金の交付申請の撤回に係る届出書(必要な場合)	1部	様式は「別紙㉟」を用いること

3 四半期毎に東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

資産運用業務実績報告書(四半期報告書)	1部	様式は「別紙㊱」を用いること
---------------------	----	----------------

4 平成31年3月末日までに東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

資産運用業務実績報告書(年次報告)	1部	様式は「別紙㊱」を用いること。
-------------------	----	-----------------

書)		
ミドル・バックオフィス業務委託に関する領収書又は支払明細書	1部	写しを添付

5 補助金請求時に東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用に係る補助金の請求書	1部	様式は「別紙④」を用いること
--------------------------------	----	----------------

第10 その他

- 1 本事業は、ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用の一部補助を通じて、新興資産運用業者の育成等を図るものであり、認定受託者に対して補助を行うものではない。認定受託者は、任務懈怠の場合を除き、認定EM等の育成結果につき東京都より責任を問われることはない。
- 2 認定EM等への補助金の対象となった支払いに関して、領収書の改竄、過剰請求等の不適切な処理がなされていることが発覚した場合、認定EM等は東京都に対して、東京都が支給した補助金の一部又は全額を返還しなければならない。
- 3 補助金支給対象となった認定EM等について事後的に反社会的勢力との関係があることが明らかになった場合、東京都が認定EM等に支給した補助金を回収するために認定受託者は最大限の協力をしなければならない。
- 4 認定受託者は、本要綱に定めるもののほか、東京都が定める本事業の実施について必要な規則を遵守する必要がある。

平成 年 月 日

参加申込書

当社は、平成30年度東京都「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る補助金に関する「認定新興資産運用業者等（認定EM等）」として認定されることを希望いたします。そのため、選定委員会に参加いたします。

会社名		
所在地		
代表者	印	
担当部署		
担当者（職・氏名）		
連絡先	電話番号	
	FAX	
	Eメール	
URL		

誓約書

東京都知事 殿

平成30年度東京都「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る補助金に関する「認定新興資産運用業者等（認定EM等）」認定の申請を行うに当たり、当該申請により事業に従事する者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約する。

また、この誓約に違反又は相違があり、平成30年度東京都「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る補助金交付要綱（以下「同要綱」という。）第15の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第15の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約する。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意する。

年 月 日

住所

氏名

印

* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

(6) 重要な使用人（金融商品取引法施行令第15条の4に定める使用人をいう）の経歴			
役職名	氏名	経歴	
(7) 法令遵守体制			
(8) 「顧客本位の業務運営に関する原則」の受入れ状況			
(9) 「スチュワードシップ・コード」の受入れ状況 スチュワードシップ・コードの受入れを表明していること、又は平成31年3月31日までに受入れの表明を予定していること（コードそのものの受入れを表明しない場合には、その理由を東京都に説明すること）			
2 能力、実績、今後の業務計画			
(1) 資産運用業に関する運営能力			
ア 運用可能なアセットクラス			
イ 経営戦略			
ウ 業務運営に対するノウハウ、専門知識、その他アピールできる能力等			
エ マネーロンダリング、暴力団等の反社会的勢力を排除する方法（考え方）			
(2) 資産運用業に関する実績、今後の予定			
ア 運用責任者（役員又は重要な使用人として届出された役職員）の過去3年間の運用実績（以前の勤務先を含む）			
運用責任者名	ファンド 件数	運用会社名	AUM概算 (単位：百万円)
イ 応募時点における投資家からのシードマネー拠出の有無			
ウ 平成30年度末までのファンド等の新規設定見込みとその予定金額			
案件（仮）名称	設定（予定）年 月	予定金額（単位：百万円）	

エ	その他平成30年度末までの特記すべき業務計画	
オ	補助金の支給によって生じた余裕財源の使途	
第2 資産運用手法		
(1)	投資哲学	
(2)	運用スタイル	
(3)	運用受託報酬及び金融商品取引法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る報酬	
(4)	運用業務に係るリスク管理体制	
(5)	その他、特記事項	
第3 業務フロー		
(1)	ミドル・バックオフィス業務を委託する際の業務フロー図	
(2)	委託を予定している主なミドル・バックオフィス業務の内容	
第4 委託予定の認定受託者及び予定契約期間		

1 「応募者の概要及び資産運用手法」を記載する上での前提

- (1) 東京都の公金を原資とする補助金を活用するため、要件確認、報告及び検査といった必要手続に協力すること
- (2) 東京都の認定EM等として、資産運用業務を適切に運営するといった観点から作成すること

2 注意事項

- (1) 記載に当たっては、上記項目を全て盛り込むこと
- (2) 資料の作成等、応募に必要な経費は応募者の負担とする。
- (3) 提出書類は、いずれも返却しない。不要となった書類の廃棄については、東京都が責任をもって行う。
- (4) 必要と認める場合には、追加資料を徴求することがある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (6) 様式は任意とするが、記載内容の項番等（項番の順序を含む）については、上記の通りとすること
- (7) 東京都が必要資料を別途明確に要求した場合を除き、書類提出期間後の追加資料提出は一切認めない。

別紙⑤

平成 年 月 日

補助金の交付申請書

東京都知事 殿

所在地

会社名

代表者

_____ 印

平成30年度東京都「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る補助金交付要綱第7につき、下記のとおり申請いたします。

記

1 外部委託費用合計額（予定） (千円)

※消費税及び地方消費税相当額は除く。

2 補助金申請額（予定）

（1の半分、ただし上限は700万円）

_____ (千円)

※消費税及び地方消費税相当額は除く。

3 当該補助金申請に係る事業の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4 ミドル・バックオフィス業務の目的及び内容

5 認定受託者からの外部委託費用に係る請求項目及び請求予定額（千円）

※消費税及び地方消費税相当額は除く。

6 応募者の概要及び資産運用手法提出時からの変更点

7 補助金申請者の別途提出書類

(1) 補助金申請者の名称及び所在地
(2) ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用の補助金を受ける目的と ミドル・バックオフィス業務の内容
(3) 外部委託するミドル・バックオフィス業務の具体的内容
(4) 認定受託者との契約期間
(5) 補助金申請者の営む主な事業 (※)
(6) 補助金申請者の資産及び負債に関する事項（純財産額を算出した書面の提出）(※)
(7) ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用のうち補助金によってまかなわれる部 分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
(8) ミドル・バックオフィス業務の効果、補助金の支給によって生じた余裕財源の用途
(9) 年間の運用報酬額
(10) 補助金申請者が受入表明した「顧客本位の業務運営に関する原則」及び「ステュ ワードシップ・コード」の内容及び金融庁に通知したウェブサイトのアドレス（URL）

(※) 補助金申請者の直近の事業報告書又は有価証券報告書等の別添も可

8 補助金の振込先（予定）

金融機関名：

支店名：

口座番号：(普・当)

振込先名：

別紙④

平成 年 月 日

業務開始起算日の確認

東京都知事 殿

会社名 _____

代表者 _____ 印

1 ミドル・バックオフィス業務外部委託契約書締結日

平成 年 月 日

2 ミドル・バックオフィス業務外部委託開始日

平成 年 月 日

3 ミドル・バックオフィス業務外部委託先の名称

※ 別途、関連契約書のコピー等を添付いたします。

平成 年 月 日

補助金の交付申請の撤回に係る届出書

東京都知事 殿

会社名 _____

代表者 _____ 印

平成30年度東京都「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る補助金の交付申請の撤回について

平成 年 月 日付 交付決定通知のあった標記補助金の交付申請は、下記の理由により撤回したいので、平成30年度東京都「ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用」に係る補助金交付要綱第9の規定に基づき届け出ます。

記

(撤回の理由)

資産運用業務実績報告書（四半期報告書・年次報告書）

会社名

代表者

_____ 印

1 報告対象期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 報告内容

(1) 当該期間中に認定EM等が負担した

ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用合計額 _____ (千円)

(2) 報告期間末時点での運用残高 (AUM)

_____ (百万円)

3 財務状況

(1) 投資顧問業部門収益

_____ (千円)

(2) 全体収益

_____ (千円)

(3) 当期純損益

_____ (千円)

(4) 資産額

_____ (千円)

(5) 職員数 (常勤/非常勤)

_____ (人) / _____ (人)

(注) 年次報告書を提出する場合は、上記の報告書に加え下記4から5の項目も記載の上
東京都に提出すること

4 委託費用支払額

委託業務内容	報告対象期間中 支払済の費用 (円)	補助金請求予定額 (千円)
合計		

別途、関連する領収書等を添付いたします。

5 その他

(1) ミドル・バックオフィス業務外部委託の成果

(2) 補助金等に係る収支計算

平成 年 月 日

ミドル・バックオフィス業務の外部委託費用に係る補助金の請求書

会社名

代表者

_____ 印

1 対象期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 ミドル・バックオフィス業務委託先、認定受託者名

3 補助金請求額

_____ (千円)

※消費税及び地方消費税相当額は除く。

4 補助金の振込先

金融機関名：

支店名：

口座番号：(普・当)

振込先名：